

# 青森県報

第四百八十八号

令和四年  
七月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○ 青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程……………	(市町村課) …… 一
○ 環境に関する県民及び事業者意識調査の実施……………	(環境政策課) …… 一
○ 飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) …… 二
○ 道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
公 告	
○ 農用地利用配分計画の認可……………	(構造政策課) …… 三
○ 建設業者の許可の取消し……………	(東青地域 県民局) …… 四
○ 右 同……………	(中南地域 県民局) …… 四
○ 右 同……………	(三八地域 県民局) …… 四
○ 右 同……………	(西北地域 県民局) …… 四
○ 右 同……………	(同) …… 五
出先機関	
○ 土地改良区の役員の就任及び退任……………	(上北地域 県民局) …… 五

## 告

## 示

### 青森県告示第四百二十四号

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程の一部を改正する規程

青森県職員と市町村職員との人事交流に関する規程(平成九年十一月青森県告示第七百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**三三**」を **三三**に改める。

第二号様式中「**三三**」を **三三**に改める。

「**三三**」を **三三**に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

### 青森県告示第四百二十五号

環境に関する県民及び事業者意識調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査目的

県民及び事業者の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況等を把握し、施策の基礎情報とする。

#### 二 調査対象の範囲

##### 1 一般県民

##### 2 県内事業者

#### 三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項

(1) 一般県民

- ・ 本県の環境の特徴
- ・ 環境問題への関心
- ・ 環境に関する情報への関心
- ・ 環境配慮行動

- ・ 環境保全に係る取組等への重要度
- ・ 自然との共生、脱炭素・循環型社会の形成へ向けて本県が取り組むべきもの
- ・ 県内事業者

(2)

- ・ 環境問題に取り組むための部署の有無
- ・ 企業の環境への取組
- ・ 環境に関する情報への関心
- ・ 地域に対する環境保全のための活動
- ・ 環境配慮行動

- ・ 自然との共生、脱炭素・循環型社会の形成へ向けて本県が取り組むべきもの
- 2 報告を求める事項の基準となる期日  
調査票記入日現在

四 報告を求める者

1 住民基本台帳から無作為抽出した満十八歳以上の一般県民二十人

2 従業員数五十人以上の県内事業者五百二十者

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を報告者に郵送で配布し、記入済みの調査票を郵送により回収する方法

六 報告を求める期間

令和四年七月二十七日から同年八月十日まで

青森県告示第四百二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和四年五月十一日、同年六月八日及び同月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン 肉豚ガーリックク75	4.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン D P F 純植15-285	4.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・ワン あへはん仕上EXM	4.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 H T F 仕上HP	4.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	テル中印 期用配合飼料 クエリオン後期CS	4.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ICあべはん仕上	4.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	開拓たくみ仕上 0.5	4.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
三共理化学工業株式会社 上北工場 上北郡七戸町字貝塚家ノ前77の4	同左	フレジャーミール	4.5	粗たん白質、粗灰分、水分	無

道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年八月二十一日まで青森県県土整備部

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	県道	横浜六ヶ所線	上北郡横浜町字豊栄平二〇八から 上北郡横浜町字豊栄平二〇〇の四まで	一五〇・六〇メートルから 一五・八〇メートルまで 三九・五〇メートルから 一二・〇〇メートルまで	一五六・二〇メートル 一五六・二〇メートル

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年七月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
木村 杏菜	弘前市	弘前市大字貝沢字沢辺二三〇ほか一筆
田村 錦悦	上北郡七戸町	上北郡七戸町字有田沢五三の一ほか三筆
菊地 明光	上北郡七戸町	上北郡七戸町字川去四九の一九ほか四筆
沖澤 勝	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九〇の一 一九一
工藤 力	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向平一の一六五

沖田 勝俊	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町深沢平六五の一五四 ほか一筆
田中 勉	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町内山平一〇九三ほか 三筆

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社シテイ・ホーム
- 二 代表者の氏名 今英樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市西大野二丁目一五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇七三二号
- 五 取消年月日 令和四年五月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年二月二十八日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社デンユウ
- 二 代表者の氏名 三上智樹
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字扇町二丁目四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特一三〇）第一五八七五号
- 五 取消年月日 令和四年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年六月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ヒグチ
- 二 代表者の氏名 加藤憲隆
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一三の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一五二七九号
- 五 取消年月日 令和四年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平成産業
- 二 代表者の氏名 今本正仁
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字梅田字福浦四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一七七〇号
- 五 取消年月日 令和四年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 電気工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実  
令和三年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平成産業
  - 二 代表者の氏名 今本正仁
  - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字梅田字福浦四の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可(特一三)第一七七〇号
  - 五 取消年月日 令和四年六月二十二日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
- 管工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年七月二十二日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	一戸 辰夫	三沢市六丁目四丁目一〇七	令 和 四 ・ 七 ・ 三 就 任
〃	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	田中 茂	織笠四丁目二六一七の一	〃
〃	新堂 浩	大字三沢字庭構四三八六	〃
〃	沼邊 政彦	新森一丁目七の五	〃
〃	千葉 準一	高野沢二丁目四八三	〃
〃	松館 暁	富崎二丁目四二五七	〃
監 事	田中 清吉	塩釜三丁目一四五の二二九	〃
〃	宮古 隆	織笠二丁目二五五八	〃
〃	中村 均	細谷三丁目一〇一の六六一	〃
理 事	沼田 勝美	朝日一丁目四八六の一	四 ・ 七 ・ 二 退 任
〃	一戸 辰夫	六丁目四丁目一〇七	〃
〃	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	中村 廣光	六丁目一丁目七七五の一	〃
〃	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	〃

〃	〃	監	〃	〃	〃	〃
		事				
宮古隆	織笠誠一	田中清吉	新堂浩	長谷川雅雄	沼邊政彦	浪岡英悦
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
織笠二丁目二五五八	谷地頭二丁目六九五の二	塩釜三丁目一四五の二二九	大字三沢字庭構四三八六	織笠一丁目一四二の二	新森一丁目七の五	塩釜四丁目四七の九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円